

和歌山大学副専攻プログラム履修細則

制 定 平成27年12月25日

法人和歌山大学規程 第1721号

最終改正 令和5年1月27日

(趣旨)

第1条 この細則は、和歌山大学副専攻プログラムに関する規則（以下「副専攻規則」という。）第3条第3項の規定に基づき、副専攻プログラムの履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第2条 学生は、副専攻プログラムが定める基準を満たしている場合、副専攻プログラムに登録することができる。

2 副専攻プログラムの登録を希望する学生は、別に定める所定の期日までに所属する学部、学環の長（以下「所属学部長」という。）を通じて副専攻規則第4条に規定する教育部会へ申請しなければならない。

3 教育部会は、前項による申請があった場合、審査の上、副専攻プログラム登録の可否を決定するものとする。

4 前項による審査結果は、教育部会から所属学部長へ通知するものとする。

(授業科目の履修手続)

第3条 各学期に開講する副専攻プログラムの授業科目及びその担当教員名等は、教育部会がその学期の始めに公示する。

2 学生は、履修しようとする授業科目について、各学期に教育部会が指定する期間内に所定の手続きを行わなければならない。

(単位の取扱い)

第4条 副専攻プログラムで修得した単位は、各学部、学環（以下「各学部等」という。）の履修基準により、各学部等の修得すべき単位数に算入することができる。

(雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、副専攻プログラムの履修に関し必要な事項は、教育部会の定めるところによる。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年1月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2500号）

この改正細則は、令和5年4月1日から施行する。